

第86号議案

財産の処分について

次の土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山中 健

記

- 1 物件の表示 所在地 芦屋市陽光町8番1
地目 宅地
地積 18,210.50㎡
- 2 契約の目的 市営住宅等大規模集約事業において取得する用地の代替用地として処分するため。
- 3 契約金額 金2,396,501,800円
- 4 契約の相手方 芦屋市六麓荘町13番22号
学校法人芦屋学園
理事長 大八木 淳史